

## ご存知ですか？

### 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

この法律は、高齢者の尊厳の保持にとって、虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者への支援を行いその負担の軽減を図ることを目的としています。

\*「高齢者」とは、65歳以上の方をいいます。

このような行為が、『高齢者虐待』にあたります

虐待行為は、  
虐待をする側、受ける側の  
『自覚は問いません』

#### ●身体的虐待

- ・殴る、つねる、蹴る
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・部屋に閉じ込める
- …など

#### ●心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる
- ・悪口を言う ・無視する
- ・子ども扱いする
- ・排泄の失敗を笑う
- …など

#### ●介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- ・入浴させない
- ・食事や水分を与えない
- ・必要な医療や介護サービスの利用を制限する
- …など

#### ●経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の年金を無断で使用する
- …など

#### ●性的虐待

- ・わいせつな行為をしたり、強要する …など

\*複数の虐待が同時に行われている場合があります。



#### 虐待を見かけたらご連絡を

健康福祉課・地域包括支援センターが虐待の相談窓口となっていますので、ご相談、ご連絡ください。

#### ひとりで抱え込まないで相談を

介護負担をひとりで抱え込んでいませんか？介護の負担を軽減するさまざまなサービス、制度が利用できます。

高齢者虐待や介護に関するご相談は…

健康福祉課 地域包括支援センター（担当：平井） 62-2317

\*ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れたり、不当な扱いを受けることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。